

# SOMPO日本株 バリュース・プラスファンド

愛称: バリュース・マイスター

追加型投信 / 国内 / 株式

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。  
また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式 大型株、中小型株))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「SOMPO日本株バリュース・プラスファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年10月7日に関東財務局長に提出し、平成28年10月23日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日: 1986年2月25日

資本金: 1,550百万円(2016年7月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 692,909百万円(2016年7月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

照会先



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



## ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、短期的な市場変動やテーマなどに左右されない運用商品を提供することがわたしたちの社会的使命であるとの信念のもと、当社が創業期より長期に渡って貫いてきた投資哲学に基づく割安株投資のスキル、目利き力を結集させた日本株ファンドです。

国内外の年金基金、機関投資家の皆さまに高い支持をいただいている運用手法を、中長期的な視点でじっくりとした資産形成を目指すお客さまにお届けします。

また、当ファンドはわたしたちのもつ割安株投資のノウハウに、サイズミックス戦略を組み合わせました。「大型株」と「小型株」という異なる投資対象を組み合わせ、それらの投資割合を概ね一定に保つことで、リターン・リバーサル効果の獲得も目指します。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

1

主として日本の株式を実質的な投資対象とします。

2

当社独自の割安度分析に基づき、株価が相対的に割安となっている銘柄に積極的に投資し、ベンチマークである「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」を上回る投資成果を目指します。

● 当社独自の割安度分析

投資対象全銘柄について、当社独自の調査分析に基づき算出した「投資価値」と「市場の株価」とを比較し、全銘柄の相対的な割安度を算出します。投資価値とは、当社が算出した「適正株価」のことです。市場の株価は、マーケットの環境や需給の影響などを受けて変動するため、投資価値から乖離することがありますが、中長期的には投資価値に収斂すると考えています。

● 相対的に割安な銘柄に積極的に投資することにより、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を獲得できると考えています。

・ベンチマークとは、運用成果を評価するための基準となるものです。

・TOPIX(東証株価指数)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

TOPIX(東証株価指数)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

# ファンドの目的・特色

## 3

「大型株」と「小型株」の実質投資割合を概ね一定に保つことで、「大型株」と「小型株」の間でのリターン・リバーサル効果の獲得も狙います。

- 「大型株」と「小型株」への実質投資割合は概ね50:50となるよう、継続的に調整します。  
「大型株」と「小型株」は時価総額の大小で区分されます。  
当ファンドではRussell/Nomura日本株インデックスのサイズ分類に基づき、同インデックスのLarge Capインデックスに分類される銘柄を「大型株」、Small Capインデックスを構成する銘柄を「小型株」と定義しています。
- 一般的に、大型株と小型株では、規模や流動性、経済環境や株式市場の需給状況から受ける影響などの違いから、株価の動きが異なる傾向にあります。

### リターン・リバーサル効果

ある一定期間に相対的に上昇した銘柄はいずれ下落し、相対的に下落した銘柄はいずれ上昇する現象が多く見られることから、株価が上昇した銘柄を売り、株価が下落した銘柄を買う逆張りの投資手法で得られる投資効果のことです。

大型株と小型株の間においても、相対的に上昇した側を売却し、相対的に下落した側を購入することにより投資割合を一定に保つことで、長期的には市場平均を上回るリターンが得られる効果が観測されます。

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。  
「大型株」「小型株」への投資は、2つのマザーファンドを通じて行います。各マザーファンドの投資対象は、それぞれ以下のインデックスに採用され、かつ当社の日本株式ユニバース（投資対象銘柄群）に採用されている銘柄です。

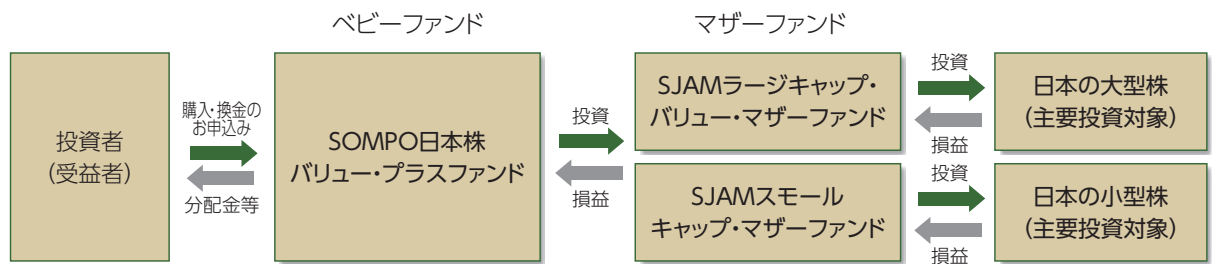
マザーファンド	インデックス	投資対象
SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド	Russell/Nomura Large Cap Value インデックス	大型株
SJAMスモールキャップ・マザーファンド	Russell/Nomura Small Cap インデックス	小型株

- ・ Russell/Nomura Large Cap Valueインデックスは、大型割安株の動向を示す代表的な指数です。  
国内株式市場の全上場銘柄の時価総額上位98%をカバーするRussell/Nomura Total Marketインデックスの構成銘柄のうち、時価総額上位約85%に該当し、かつPBR(株価純資産倍率)を基準にバリュー株(割安株)に分類される銘柄で構成されます。
- ・ Russell/Nomura Small Cap インデックスは、小型株の動向を示す代表的な指数です。  
Russell/Nomura Total Marketインデックスの構成銘柄のうち時価総額下位約15%の銘柄で構成されます。

Russell/Nomura Large Cap ValueインデックスおよびRussell/Nomura Small Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスの一つであり、同インデックスは、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村証券株式会社およびFrank Russell Companyは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関係者が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(当ファンド)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 分配方針

毎決算時(原則として9月6日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドでは、大型株と小型株を組入れますが、小型株は、大型株や株式市場全体に比べ価格変動が大きい場合があります。
信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 なお、当ファンドでは、大型株と小型株を組入れますが、小型株は、大型株や株式市場全体に比べ流動性が低い場合があります。

## その他の留意点

---

- フリーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

## リスクの管理体制

---

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

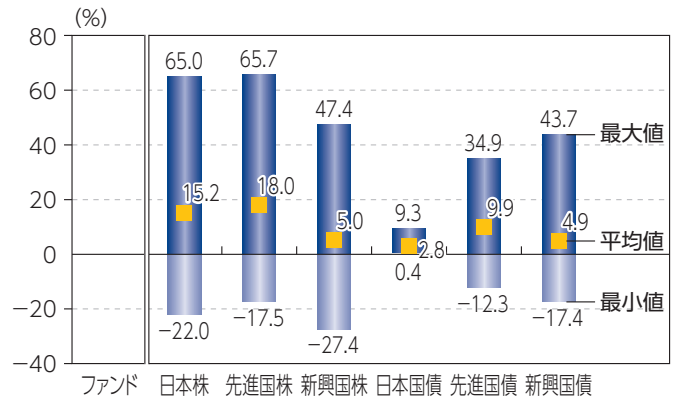
# 投資リスク

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドは、2016年10月25日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンド: 2016年10月25日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。  
 代表的な資産クラス: 2011年8月～2016年7月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### \*各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
- 日本国債…NOMURA-BPI 国債
- 先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)

- ・ 東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



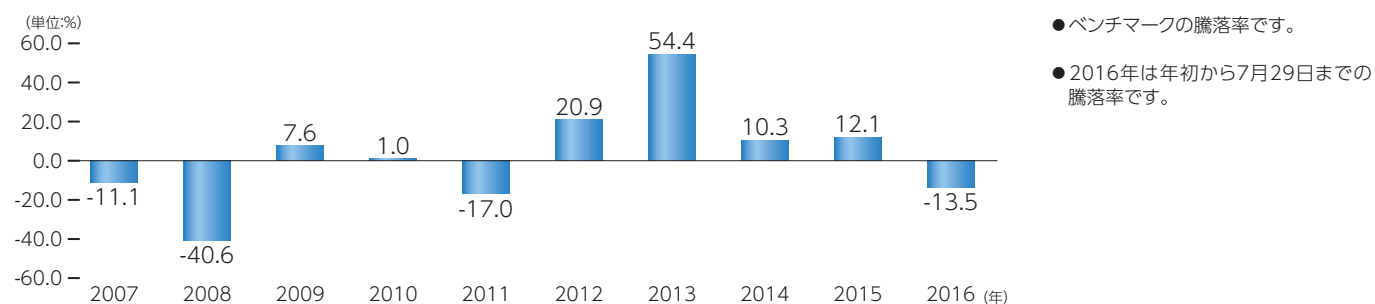
# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移 分配の推移

### 主要な資産の状況

当ファンドは、平成28年10月25日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

## 年間収益率の推移



- ベンチマークの情報はあくまで参考情報としての記載であり、当ファンドの運用実績ではありません。
- 当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初自己設定 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	当初自己設定 平成28年10月25日 継続申込期間 平成28年10月25日から平成29年12月5日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 平成28年10月25日)
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、9月6日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成29年9月6日です。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に <b>3.24%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.2204%(税抜1.13%)</b> を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.50%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.60%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00324%(税抜0.0030%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査費用: 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>・ 売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>・ 保管費用: 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> </ul>

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続・手数料等

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成28年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。